平成２３年（フ）第１９５７号
さいたま市緑区原山４丁目６番５号
破産者　市原かつ江
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９９号
さいたま市桜区桜田２丁目16番21号グリーンプラザ桜田203、破産手続開始決定時の住所さいたま市桜区田島４丁目15番15号ＦＫパストラルハイツ304
破産者　川口　　洋
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７２号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目15番29号、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市落合南２丁目24番11号
破産者　比留川恵子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８２号
横浜市鶴見区本町通３丁目167番地13　エルグランド鶴見103号
破産者　小林　　隆
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９３９号
大阪府八尾市永畑町２丁目１番64号
破産者　岡本商店こと　岡本伊佐雄
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０１２号
大阪市城東区放出西２丁目20番５号　マンハイム103
破産者　西　　紀政
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２８号
大阪府東大阪市新家西町６－８　新家グランドハイツ303、開始決定時の住所堺市中区福田704番地57
破産者　前原　繁則
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６１号
大阪府茨木市春日４丁目２番３号、前住所大阪府茨木市下穂積３丁目14番１―424号
破産者　西尾　智子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８３号
大阪市東住吉区桑津５丁目21番８号
破産者　岩田工業所こと　岩田　保彦
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０９８号
大阪府吹田市江坂町１丁目13番21号　ハイツ吉祥602号室、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山西３丁目27番８号
破産者　堀尾　秀司
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３６１号
大阪府東大阪市東石切町５丁目４番39号211号
破産者　村上　章一
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５６号
大阪府摂津市正雀４丁目13番56号
破産者　新宅　　努
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１０１号
大阪府茨木市郡山２丁目16番２号
破産者　京都芸大受験専門ゼミナールこと　西口　悦子
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２２８号
大阪市平野区背戸口５丁目６番21―707号
破産者　角田　昌已
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
堺市北区金岡町2037番地１　メゾンM206号室
破産者　山田哲也こと　趙　　哲来
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９１号
堺市北区金岡町2037番地１　メゾンM101号室
破産者　山田康二こと　趙　　康来
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６０３号
堺市美原区青南台１丁目13番31号
破産者　橘　　祥光
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６２５号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目２番16―303号
破産者　藤井理恵子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
松江市大庭町19番地　長者原マンション101
破産者　新田　靖則
1　決定年月日　平成24年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部